

にいがた食のパートナーショップ制度実施要領

第1 目的

新潟県内又は首都圏等において、積極的に新潟県産農林水産物を取り扱うとともに、新潟県の郷土料理や食文化をはじめ、県産農林水産物に関する情報を消費者へ積極的に発信する店舗を「にいがた食のパートナーショップ（以下「パートナーショップ」という。）」として位置づけ、県産農林水産物の取扱量の増加及び、県外消費者の県産農林水産物の喫食機会増加並びに認知度向上を図るとともに、新潟県の広報による情報発信を行う。

第2 参加条件

パートナーショップの対象は下記の3点を満たす事業者とする。

- 1 新潟県内又は首都圏等において新潟県産農林水産物及びそれを活用した加工品を常に販売・提供していること。ただし、「越後姫」、「新潟産えだまめ」、「ル レクチュエ」等、通年での提供が難しい食材に限り、旬の時期のみの限定販売・提供も可とする。
- 2 消費者に対し、第2（1）で定める農林水産物及び加工品の取扱状況について、常に店舗内外でPRしていること。
- 3 第5の1に規定するパートナーショップ証を店舗内の消費者から見えやすい位置に設置し、「にいがた食のパートナーショップ」であることをPRすること。

第3 参加店への支援

新潟県はパートナーショップに対して下記の支援を行う。

- 1 新潟県産農林水産物の情報提供
 - (1) 農林水産物の流通に関するルートの紹介
 - (2) 農林水産物に関する各種情報の提供
 - (3) その他、農林水産物の利用に関する個別相談への対応
- 2 「うまいに、まっすぐ。新潟県」ブランドPRサイトや県公式ブランドSNS、情報誌などによる店舗情報の発信
- 3 新潟県農林水産部食品・流通課（以下、「県」という。）が実施する産地見学交流会への優先参加
- 4 県が実施する新潟県産農林水産物の魅力発信の取組を支援する事業への応募
- 5 県産農林水産物のサンプル提供
- 6 県が製作する県産農林水産物のPR資材の優先配布・貸し出し
- 7 その他

第4 参加手続

事業者は下記の行程により当該制度に参加するものとする。

- 1 参加意向のある事業者は「にいがた食のパートナーショップ制度参加申込書」（別紙様式1）により、参加の意向を県に報告する。
- 2 県は参加申込書の提出のあった事業者の店舗の現地確認等を行い、第2の参加条件に適合するか確認し、パートナーショップとして適当と確認された店舗の参加を承諾する。

第5 パートナーショップ証等の交付

- 1 県はパートナーショップ制度への参加が承諾された事業者に対して、パートナーショップ制度参加承諾書及びパートナーショップ証を交付する。
- 2 第6の2において参加を更新しない事業者、第7により参加を取り消された事業者及び第8により参加を辞退した事業者は、パートナーショップ証を返却するものとする。

第6 参加期間等

- 1 参加期間は参加承諾書の送付日から直近の3月末までとする。
- 2 県は毎年2月に、パートナーショップに対し、参加更新の確認と取扱品目や情報発信の方法等について確認を行うものとする。
- 3 パートナーショップは、前項の確認に際し、県が求める方法により、報告するものとする。

第7 参加の取消

県は以下の場合に当制度への参加を取り消すことができるものとする。

- 1 参加承諾書の送付後、当制度の参加事業者が参加条件を満たしていないと判断した場合、または法令違反等パートナーショップとして相応しくない事由が発生した場合
- 2 県が行う第6の2において、一定期間報告が無かった場合

第8 参加の辞退

当制度の参加を辞退する場合には「にいがた食のパートナーショップ制度辞退届」（別紙様式2）を県へ提出するものとする。

附則

この要領は平成22年6月25日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前のにいがた食のパートナーシップ制度実施要領第 4 の 2 又は第 6 の 2 の規定によりパートナーシップとしての参加の承諾を受けている事業者については、改正後の第 2 に定める参加条件の規定は当該承諾の日から 2 年間は適用しない。

附則

この要領は平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要領は令和 4 年 5 月 12 日から施行する。

附則

この要領は令和 8 年 4 月 27 日から施行する。